

# 経済体制改革下の中国農村 — 山東省農村調査 — (1)

## 座 間 紘 一

### 〈目 次〉

#### 一. 「聯産承包制」下での家庭経営 (本号)

はじめに

##### 1. 「聯産承包制」とは何か

##### 2. 農業における「聯産承包制」

(1) 農業部門の家庭, 集団での位置

(2) 調査地域における「聯産承包制」の実態

(3) 生産手段の所有と管理

土地

農業機械

水利施設

(4) 生産, 分配過程における集団と個人

##### 3. 個人経営の非耕種業経営部門

(1) 畜産, 家禽飼育

(2) 果樹栽培

(3) その他の非農業 (手工業, 加工, 商業, サービス) 部門

小 結

#### 二. 村レベルの経済構造 (以下次号)

#### 三. 郷 (鎮) レベルの経済構造

#### 四. 家—村—郷 (鎮) の結合構造

#### 五. 農村の権力, 社会関係

## 一. 「聯産承包制」下での家庭経営

### はじめに

本稿は私が1984年11月と1987年11月の2度にわたって訪問調査した山東省陵県、安丘県、昌邑県、黄県（現在龍口市）の村々の実態調査大ざっぱな概括である。

問題意識は以下のようである。

第一章では人民公社の集団農業解体以後の「聯産承包制」下での家庭経営の実態を明らかにするが、その際、家族経営の自立性の如何と、集団（村や郷鎮）のそれに対する規制の如何を中心に実態を分析する。具体的には、第一に生産手段の所有関係について、性格別にみた生産手段の所有、管理形態を土地、農業機械、水利施設について検討する。第二に産業別にみて耕種、畜産、果樹、副業、商業、サービス業等比較的零細で雑多な部門について、個別と共同が如何に行われているかをみる。比較的大規模な村営企業については二章以下に回した。

本稿で取りあげる村々について、筆者が直接聞き取りを行ったところは以下のとおりである。

陵県張習橋郷

陵県于集郷張西樓村

陵県滋鎮小高家村

安丘県凌河鎮

安丘県凌河鎮石家莊村

安丘県凌河鎮大儒林村

昌邑県柳疇鎮

昌邑県青郷郷

昌邑県青郷郷張家車道村

黄県（現龍口市）諸由鎮冶基村

黄県石良鎮黄城集村

黄県羊嵐郷西羔村

黄県下丁家郷下丁家村

調査表をききとりをした幹部に預け、かれらをつうじて村民に委託して1自然村あるいは1生産隊の全戸について記入してもらったところは以下のようである。

陵県于集郷張西楼村 (生産隊)

安丘県凌河鎮石家庄村 (第二生産隊)

昌邑県青郷郷北五軍村 (自然村)

龍口市白馬鎮北村 (自然村)

### 1. 「聯産承包制」とは何か。

人民公社の政社分設によって、農村は郷(鎮)レベル、村レベルの二段階に区分され、行政的には前者には行政の末端単位としての郷(鎮)人民政府、後者には村民の自治組織としての村民委員会が設置された。経済面では当初郷(鎮)レベルには農工商連合公司、村レベルには生産合作社等と呼ばれる経営管理体が設置されたが、実際には経営管理体として機能せず、多くは行政機構の一部が経営を担当している。

今日中国農村で圧倒的に普及している経営管理方式である「聯産承包制」とは生産手段の所有単位と経営単位を分離した上で、所有単位が何等かの経営内容を請け負わせる形態ということが出来る。所有単位は多様化したが、請負制を考える場合、郷(鎮)、村の集団所有に限定してよい。請負の内容は多種多様である。経営全体からそのうちの限られた範囲まで多様な組合せが考えられる。それによって、生産高、生産量、売上高、作業量、収入、利潤などが請負指標になる。分配については、集団の統一計算を介するものと介さないものの二種類がある。

生産責任制を請負制でくくれば、今日の中国農村にあっては農、林、牧、副、漁、工、商、サービスなどの全業種を含んだ経営管理概念である。

形態については、「いくつかの統一の下での家庭聯産請負制」,「大包干」,「統一計算の下での全業種,部門の組,家庭,個人の聯産承包制」,工場長責任制,集團請負制等をあげることが出来る。

この請負制の性格について考えてみると,請負者の取り分は基本的には $v$ (労賃範疇相当分)に収斂するのか,それとも $v+(m)$ (労賃プラス剰余価値範疇相当分)か,あるいはその中間かということにある。 $v$ の場合請負者は賃労働者化し, $v+(m)$ の場合は集團の取り分は地代,資本使用料化する。資本使用料は消耗部分の補填費用+資本利子に相当すると考えられるが,実際には請負者の取り分は $v$ と $v+(m)$ の中間ということになる。そもそも村なり,郷(鎮)なりの体制的結合にあっては請負者は集團の生産手段の共同所有者であり,配分の主権者でもある。従って,個人への配分をどの水準にするかは集團の蓄積と分配の比率を如何に決定するかにかかっており,それ以外ではない。労働力の移動なり,労働力市場が展開する過程でこうした状況に変化が生じれば,上の二つの状況への分化が生じるであろうが,今はそこまでは展開していない。従って,村相互間,郷(鎮)相互間での格差も大きいと思われる。

第1表 調査農村の耕地面積と主要作物作付面積(単位:ムー)

|       | 耕地面積   | 作 付 面 積 |        |       |        |       |
|-------|--------|---------|--------|-------|--------|-------|
|       |        | 小 麦     | トウモロコシ | 大 豆   | 綿 花    | 落 花 生 |
| 張習橋郷  | 28,000 | 15,846  | 11,638 | 1,085 | 14,253 |       |
| 張西楼村  | 1,450  | 800     | 500    | 300   | 700    |       |
| 小高家村  | 1,100  | 450     | 450    |       | 550    |       |
| 凌河鎮   | 57,000 | 40,000  | 27,000 | 1,200 | 3,510  |       |
| 石家庄村  | 1,190  |         |        |       |        |       |
| 大儒林村  | 1,230  |         |        |       |        |       |
| 柳疇鎮   | 38,000 | 28,100  | 20,200 | 7,567 | 6,495  |       |
| 青郷郷   | 42,100 | 26,000  |        |       | 9,000  |       |
| 張家車道村 | 1,000  |         |        |       |        |       |
| 冶基村   | 3,800  | 3,200   | 2,600  |       |        | 800   |
| 黄城集鎮  | 3,354  | 2,830   | 2,740  | 300   |        | 300   |
| 西羔村   | 3,705  | 2,500   | 1,600  | 600   |        | 1,200 |
| 下丁家村  | 2,500  |         |        |       |        |       |

(出所) 筆者の調査による。以下同様。

第2表 作物別年間必要労働力数

(年間作業日数300日とした時の必要労働力数：人)

|       | 労働力数   | 小麦       | トウモロコシ   | 大豆     | 綿花       | 落花生    | 必要労働力数   |
|-------|--------|----------|----------|--------|----------|--------|----------|
| 張習橋郷  | 5,993  | 545.74   | 438.36   | 66.22  | 1,748.37 |        | 2,829.09 |
| 張西楼村  | 351    | 29.07    | 18.83    | 18.42  | 85.87    |        | 152.19   |
| 小高家村  | 250    | 16.35    | 16.95    |        | 67.43    |        | 100.77   |
| 凌河鎮   | 2,458  | 1,453.33 | 1,017.00 | 73.68  | 430.56   | 217.77 | 3,192.34 |
| 石家庄村  | 617    |          |          |        |          |        |          |
| 大儒林村  | 680    |          |          |        |          |        |          |
| 柳疇鎮   | 12,100 | 1,021.00 | 760.15   | 464.61 | 796.72   | 29.24  | 3,071.72 |
| 青郷郷   | 8,911  | 944.67   |          |        | 1,104.00 |        | 2,048.67 |
| 張家車道村 | 300    | 25.43    |          |        |          |        | 25.43    |
| 冶基村   | 1,300  | 116.27   | 94.27    | 15.35  |          | 27.80  | 253.58   |
| 黄城集鎮  | 2,580  | 102.82   | 103.21   | 18.42  |          | 13.90  | 238.35   |
| 西羔村   | 1,318  | 90.83    | 60.27    | 36.84  |          | 55.60  | 243.54   |
| 下丁家村  | 1,260  |          |          |        |          |        |          |

(注) 山東省の標準労働日数は1ムー当り、小麦10.9日、トウモロコシ11.3、綿花36.8、落花生13.9である。大豆は山東省の記載がなかったので全国平均9.5を用いた(出所『中国農業年鑑』1987年版、農業出版社)。

第3表 労働力の農業従事率と1戸当り耕地面積

|       | 農業従事率  | 耕地面積/戸 |
|-------|--------|--------|
| 張習橋郷  | 47.21% | 0.31ha |
| 張西楼村  | 43.36  | 0.28   |
| 小高家村  | 40.31  | 0.29   |
| 凌河鎮   | 12.98  | 0.15   |
| 石家庄村  |        | 0.13   |
| 大儒林村  |        | 0.12   |
| 柳疇鎮   | 25.39  | 0.21   |
| 青郷郷   | 22.99  | 0.31   |
| 張家車道村 | 8.48   | 0.22   |
| 冶基村   | 19.51  | 0.14   |
| 黄城集鎮  | 9.24   | 0.09   |
| 西羔村   | 18.48  | 0.19   |
| 下丁家村  |        | 0.13   |

## 2. 農業における「聯産承包制」

### (1) 農業部門の家庭、集団での位置

まず耕地面積についてみると、1戸当りの平均耕地面積は少なく、耕種だけでは労働力が燃焼できないし、家計を賄えないことがわかる(第1, 2,

3, 7表)。

調査した郷(鎮)、村の耕地面積は1戸当り平均最大で31a, 最小で9aである。

この耕地面積でどれほどの労働力が燃焼できるか。年間の作業日数を300日とし、1986年の作物別山東省の1ムー当り作業日数を用いて、小麦、とうもろこし、大豆、綿花、落花生について計算すると、必要労働力数/労働力数は最大で47.21%、最小で8.48%である(第3表)。ここでは雑穀、さつまいも、蔬菜、その他の作物は含まれていない。従って、耕種部門での就業はもっと多いはずであるが、調査した村々ではこれらの作付面積は多くはない。またこの地域は機械化が進んでおり、山東省平均よりも労働生産性は高いはずである。この点は就業日数を減らす要因である。さらに、年間300日の就業はややきつい前提である。こうした諸点を加味してみると、耕地面積の規模は如何にも小さい。

労働力の稼働という面からみて経営の多角化は不可避である。ここに地域的範囲での就業の場の保証の必要性が生じる。

## (2) 調査地域における「聯産承包制」の実態

調査地域の「聯産承包制」の実態を整理すると次のようになる。

### 陵県張習橋郷

土地分配規模は人口1人当り1.7~1.8ムーである。土地は豊度と遠近によって3級に分けられ、1級=上田、2級=中田、3級=下田と呼ばれる。綿作地と食糧耕作地は特定耕地に固定されている。農業税は金納である。請負方式は同じ郷内でも村によって異なる。統一管理が多いところでは管理費は高い。土地は人口に応じて分配され、状況の変化に対しては個別に調整する。すなわち、出生、死亡、結婚などの人口変化に対しては、2年に1度調整し、そのために調整田をもつ。郷が管理しているのは大型揚水所だけで、使用料は国家に納めるが、郷から村に下達する農業税の中に入っている。農業税は現在1ムー当り平均7元前後である。この郷は農業の基礎が元々よ

かったので農業税は比較的高いという。分配される土地は1戸当り、条件がよいところでは2筆であり、そのうち1筆は食糧田、もう1筆は綿作地である。条件が悪いところでは5-6筆であるという。食糧は上級が作付面積を按配し、必ず計画どおりにしなければならない。綿花は作付面積、買付け量を上級が配分する。県が郷に数量を配分し、郷が各村に配分し、村が各農家に配分する。1985年は一時的に滞貨が出、政府は各種の綿花栽培奨励措置をなくし、栽培面積を削減する政策を採った。これによって、綿花栽培面積は1986年は2000ムー以上減り、小麦の作付が多くなった。またその他の経済作物の作付も増加した。1987年には再び綿花作付面積を増やした。買付け綿花は1983年は3万担であったが、1986年は26000担に減少した。1987年は83年の3万担を回復し、1988年は1984年の数字を回復する見通しであるという。

請負制は3種類で、①大包干、②村が統一的に計画し、耕作、播種、灌水などの大項目を管理し、個人がその他を管理する形態、③村の統一的生産計画はないが、一部の作業は村が行い、その他は個人が行う形態である。

#### 于習郷張西楼村

1983年から請負制を開始した。当初は人口割平均分配であったが、84-85年に土地分配を調整し、経営集中を計るために、小部分は人口に応じて分配、大部分は耕作能力あるものに耕作能力に応じて分配したが、1986年に再度改め、人口割分配に戻した。分配基準は1人当り耕地3ムー（良田＝1級地2ムー、中田＝2級地1ムー）、荒れ地＝3級地3ムーである。集団留保＋農業税は1ムー当り、1級地は200斤、2級地160斤、3級地は0である。作目は1級地には食糧、2級地には食糧と綿花、3級地には綿花を栽培する。綿花栽培面積は1人1ムーである。1986年の再調整により人口割分配に戻った理由としては、工業で農業を援助する政策により、国家に食糧1斤納入すると、0.1元の補助がもらえるようになったこと、農業に手間がかからないことなどによって各農家が食糧栽培をすることを望んだからであるという。

集団の統一項目は食糧、綿花の栽培の統一計画、灌漑、肥料購入、耕起、農薬散布、播種、食糧綿花の間作である。

収穫機、播種機はすべて集団＝村所有で、小麦は集団的に播種し、個人が作業料金を払う。とうもろこし、綿花は個人でまく。

請負期間は15年間で、請負期間中農業をしたくない人は他人に又請負いさせることができる。事例としては電器修理、商人が村内の他人、兄弟に転讓している。

#### 滋鎮小高家村

1983年から家族請負制を開始し、土地は人口割分割で1人当り1.9ムーである。そのうち自留地（集団留保なし）0.18ムー、食糧田0.45ムー、綿作地0.9ムー、蔬菜地0.9ムーを各1筆ずつ各人に均等に分配し、1人当り集団留保40元、農業税は23元、計63元を集団（村）に納める。家族人口数の変動による土地調整は2年に1度行う。死亡、よそに嫁にいったときは減らす。調整は機動地から行う。ここでは村外で就業するからという理由で土地配分を辞退するものはいない。村内の専業戸である缶詰工場が土地を他の村民に転包に出している。請負った人は彼に一定の口糧を支払い、集団留保と農業税を引き継ぐ。耕種専業戸はいない。

#### 安丘県凌河鎮石家庄村

この村には17の請負単位がある。その内農業請負単位は5、工副業は12である。毎年年末に村が翌年の生産計画を制定し、各請負単位に請け負い計画を提起する。農業では請負単位に耕地、労働日、食糧生産量、収入を決め、超過生産にはボーナスを出し、未達成には懲罰をする。工副業では作業場、設備、人員、基本労働日、上納利潤、流動資金を決め、超過生産にはボーナスを出し、未達成には懲罰を課す。1987年のボーナス部分は超過生産の40%である。農、工間のバランスを計るために村全体で統一的労働点数制をとっている。農業ではノルマ労働点数制（各作業に労働点数をつけ、量と質の達成度によって差をつける）、工副業では個数点数制、時間点数制を実行し、多労多得、按勞分配の原則を完全に実行し、年末の決算時に全村統一の労働日価値を決め、すなわち、農業、工副業の1労働日所得を一致させ、工副業で農業を補うようにする。



農業単位の労働力の男性比率は最大でも40%で、労働力は必要に応じて流動する。例えば、トラクター手は春の蒔付けと秋の蒔付け期には播種機で蒔付けを行い、秋の収穫期には収穫機で作業する。本村には200ムー近くの蔬菜地があるが、固定した蔬菜担当は50人前後である。忙しい時には他から一部の人が助けにくる。これは食糧栽培でも同じで、いずれも農業単位の中で統一的に按配する。工副業従事者も農繁期には皆農作業に参加する。この村の蔬菜地は村が統一的に管理するのではなく、5農業請負単位がそれぞれ自己の蔬菜地を持ち、管理する。建築隊も固定した計算単位ではない。20人前後は基本的に固定され、その他は臨時的に編入される。すなわち、建築隊の仕事が多いときには農業単位または煉瓦工場から援助する。

農副業生産の按配状況については、村民委員会が請負単位に計画指標を下達する。その内容は食糧生産量指標、経済収入指標である。後者には食糧指標を貨幣換算したもの以外に副業収入を含む。たとえば1987年に村民委員会が第二農業隊に下ろした指標は食糧46万斤、収入69102元である。請負単位はこの指標に基づいて実行計画を立て、按配する。例えば1987年の年初計画は小麦210ムー、すいか15ムー、とうもろこし150ムー、蔬菜34ムーであった。生産計画の作業への具体的按配では小段包工の方法をとる。すなわち、農作業を多くの細かい単位に分ける。たとえば、耕起、細土、播種、追肥、農薬散布、収穫、脱穀などである。小単位を一定の人員に按配し、ノルマを決め、請け負わせる。完成した数量と作業の質で工分(=労働点数)を決める。1労働日の作業点数は多い人で10工分、少ない人で5工分であるという。

冬の農閑期の仕事の按配については、この村は経営の多角化によって労働力が逼迫しているので、農民は冬期間に主として2種類の仕事をする。①副業に従事する、すなわち本村の煉瓦工場、コンクリート建材工場で働く。②来年の農作業の準備工作、例えば水利建設である。これらの作業も当然工分に組み入れられている。

#### 凌河鎮大儒林村

「一田制」である。その内容は耕地を口糧田と責任田を分けず、家族員数

に応じて分配する。耕地は分配田926ムー、調整田＝機動田120ムーに分けられる。分配に際しては、標準生産量を基準として痩せた土地は多く、肥えた土地は少なく分配する。標準生産量は前の3年を平均して決める。1ムー当り生産量は最低で800-900斤、最高で1400斤であり、標準生産量は1ムー当り1130-1140斤である。1戸当りの筆数は多くて3、普通は2である。土地評価では耕地の距離は考慮されないが、どこをとるかは希望者間でくじ引きで決める。計画に従って栽培するものは小麦ととうもろこしである。蔬菜地は人口1人当り0.1ムーである。土地の小調整は3年に1度行い、人口の増減に対し機動田で調整する。ここの「聯産承包制」はいくつかの統一の下での家庭経営請負制である。統一項目は計画、耕起と整地、播種、灌水、規格計量、品種である。

農業機械の所有と使用については、15台のトラクター中集団所有は6、個人所有は9であり、個人所有のものは運輸に使い、農作業には基本的には使わないが、集団のが足りない場合は個人のを借りることもある。集団のものは皆請負使用させる。6台を10人の機械手が請け負う。費用は統一的にとる。耕起と整地は3.7元/ムー、播種は0.8元/ムー、灌水は2元/ムー、灌水は2元/回、ムーである。このほか個人も収穫機と播種機を持っている。ここでは又請負はない。

農業は6生産小組からなる。範囲は元の生産隊と同じで、40—50余戸からなり、組長1がいる。

農作業の必要日数は1戸平均小麦30余日、とうもろこし30余日で少ない。

昌邑県青郷郷張家車道村

食糧については現行制度は1983年から実施された。口糧田は人口1人1ムー、その他は責任田で労働力及び專業に依って配分される。食糧は各農家が国に責任田1ムー当り500斤納める。農作業では個々の農家は管理と施肥を請負い、農業機械会社が統一的に耕起、灌水、播種、収穫、脱穀を全部請け負い、これらに対し、農家は1ムー当り5元支払う（1984年調査時点では17元であった）。これは油代にも足りず、毎年5万元農工商総合会社が補助

する。その他の農作業は農家が個々に行うが、1ムー当り年間10日の労働で足りる。1985年に少数の農家に専業請負を行ったが、1年だけでやめた。理由は、その時は12戸の農家に請け負わせたが、請負農家だけでは農繁期には労働力、農具、機械が間に合わない、逆に日常の肥培管理には手間を取らないので一般の農家が他に仕事があっても片手間的に出来るから彼らは請負を望んだからだという。

#### 龍口市緒由鎮冶基村

83年から「いくつかの統一の下で家庭聯産承包制」を実施している。口糧田と責任田の二種にわけ、口糧田は人口1人当り1ムー、責任田は1300余の労働力のうち、500余の農業労働力が請け負い、17年一定である。統一項目は重大な生産措置の割り振り、大型農作業（耕起、灌漑、播種、脱穀、収穫）、化学肥料、種子、ジーゼル油の供給、科学技術人員の養成の4項目である。

土地の請負方法は、まず責任田を耕作する人を確定し、次に土地を等級に分ける。肥沃度、遠近、生産量の高低に従って分級した後、生産隊が抽選の方法で、農家に分ける。口糧田も責任田も持つ農家は耕作の便宜のために1筆にまとめる。口糧田しかもたない農家は近くを分配される。土地は3級に分ける。上納は国家への売り渡しと農業税のみで、現金または食糧で納め、現金の場合、35、40、45元、現物では320-330、350、400斤である。現在では村に上納していない。それは村営企業による村の収入が多いからである。

村の下の生産隊は残っているが、14から6に減った。その職能は農業の重大な生産措置を指導し、耕起、播種、灌漑などの統一を按配し、化学肥料、種子、ジーゼル油を供給することである。

耕地の作付け規制については、責任田には果樹や非食糧作物を植えてはならず、それによって国家の食糧任務を完成する。口糧田は制限を受けない。食糧は村が面倒を見ない。灌漑権は生産隊に固定される。耕起、播種、収穫は村レベルで統一的におこない、脱穀機は生産隊に固定される。

農業機械はすべて村有で、100人が専業的に請負方法で管理する。機械作

業は村が責任を負い、作業代を取る。灌漑は1ムー1時間当たり1.2円で、耕起は無料、播種は1時間2元、収穫は2元、脱穀は2元である。ここでの作業代は実際の費用の一部で、差額は村が補填する。すなわち、電気代、油代は受益者が作業料として出し、オペレーターの賃金は村から支給する。

農民所有の小型トラクター、小型脱穀機などの使用については、他人のサービスをしたとき、作業料は村の規定にしたがって受益者がサービス提供者に支払い、村はサービス提供者にジーゼル油を公定価格で供給する。

又請負いは村を通じても、個人間で行ってもよい。労働力がない世帯で口糧田の配分をうけないものには集団が口糧を公定価格で供給し、責任田を譲った場合はその世帯は口糧田で口糧をまかなう。

人口変動に伴う土地調整については、家族人口が増加した場合は食糧供出義務を減らし、人口が減った場合は口糧田を責任田に変え、食糧供出義務を増やす。土地は1年1回調整する。1人当たり口糧田0.5ムーである。ここでは人口変動による調整を実際に土地を再分配することなしに、食糧供出義務を変動させることによっておこなっている点が特徴的である。

#### 石良鎮黃城集村

責任制は1983年から開始され、形態は「いくつかの統一の下で家庭聯産承包制」で、請負期間は17年である。配分方法は「一田制」＝人頭割で、土地を等級に分け、良田は少なく、下田は多く分ける。1人平均6分、1戸平均2筆、1筆は食糧地、他は油料地＝1分で、この他に蔬菜地、果樹を請け負わせている。食糧地は食糧しか栽培できない。油料地は蔬菜を栽培してもよい。油料は主として落花生である。家族人口の増減によって土地を調整することはしない。人口が減れば国家へ多く売り渡し、人口が増えれば村から購入するか、又は国家への売り渡し量を減らす。

統一項目は生産計画、耕起、播種、灌水、脱穀で、収穫は時間だけ統一する。統一作業は35人のオペレーターが行う。費用は受益者が50%、村が50%払う。

#### 羊嵐郷西羔村

耕地を口糧田、油料田と責任田に分け、口糧田は人口1人当り0.5ムー、油料田は0.3ムー、責任田は労働力1人当り1ムーの割合で家族単位に分配する。ここは半丘陵地帯で耕地条件が多様なので、土地を9級に分類し、級毎に上納義務量を確定した。集団の留保はない。農業税は集団が統一的に納める。土地請負期間は15年で、売買、家屋建設、貸出、墓地化は認めない。勝手に果樹を植えることもできない。作物の作付は村が統一的に行う。村民委員会が契約の施行の監督、検査機構である。土地使用管理の方法は村民委員会が決める。地力を高めたものは奨励され、下げた者は弁償させられる。毎年村民委員会が一度検査する。土質の化学検査は県の人に頼む。

土地は1987年に調整したため又請負はなくなった。1984年の調査時には50戸の請負大経営がいた。

#### 下丁家郷下丁家村

この村は包干到戸を実行しておらず、統一計算の下での專業隊請負である。社員は專業隊に組織され、專業隊は21隊あり、種植業隊=農業隊、果樹隊、工副業隊からなり、農業、果樹隊は自然村を単位とする。農業隊、果樹隊は「聯産承包制」を採り、それらの労働力はノルマ管理である。これらの業種の管理では「統一すべきは統一し、分散にふさわしいものは分散する」原則で、統一計画、統一播種、統一脱穀、統一灌水し、田間管理は分散し、ノルマ管理する。ノルマ管理では基準にしたがって管理し、一定の品質、時間を要求し、完成後隊で検査する。農業隊の労働者力は500人だが、夏秋の農繁期を除くと平常は田間労働には100ぐらいが出る。その他の部分は全部農地基本建設を行う。この村では年間通じて農地基本建設を行っている。トラクター手は20余人おり、単独で1專業隊を形成し、村の大型機械を統一的に使用、管理している。小型機械、脱穀機、スプリンクラーは所有権は村にあるが、專業隊に下放し、使用、管理させる。

#### (3) 生産手段の所有と管理

上の生産責任制につき生産手段の所有と管理、利用を巡って家族と集団=

村がどのような関係になっているのかを検討する。

### 耕地

石家庄村，下丁家村を除いて他の村は家庭請負形態をとっている。この場合，「両田制」（責任田と口糧田），「一田制」に分けられる。「両田制」の場合，口糧田は自家食糧部分で，農家単位での食糧自給を前提としている。その基礎の上で責任田の労働力数に応じた分配が加味される。労働力という場合，全労働力に対して分配される場合と農業従事労働力に対してのみ分配される場合とがある。責任田に対しては農業税と義務供出が課せられる。現状では耕地の一部の農家への集中は起こりにくいようで，張西楼村と，張家車道村の2カ所が1984—5年に土地の一部の農民への集中を計ったが，失敗し，旧形態に戻している。一部の農家への土地集中は生産力水準からみて合理的でなく，一般農家も土地から離れることを望んでいないようである。

請負期間は15，17年と長期であるが，1—3年で，家族員の死亡，出生，他出，転入による小規模な調整を行っている。調整方法は機動田による調整，あるいは責任田から口糧田へ，またはその逆への振替による。機動田は調整用の耕地で各農家に分配されず，一部の耕作能力のある農家に耕作させ，人口変動がある時に調整に当てる。責任田から口糧田への振替では農業税と義務供出負担の賦課と免除によって負担の平等を計っている。この人口変動による調整方法から伺えることは農家世帯を単位とすれば土地は15—17年の使用権が確立しているわけではなく，家族員数の変化によって無償で村から分配されたり，村に返還されたりする。個々人の生存の基礎としては安定的であるが，農家を経営単位としてみる場合には土地の使用権は確立していないといえる。

さらに分配耕地によって食糧，綿花などの作付強制がなされており，多くの村々では食糧，綿花については耕地の団地化が行われており，各農家の分配された耕地は団地の中に短冊状に並んでいる光景がみられる。このように定量契約買付けにおいても作付面での各農家の自由度は大きくはない。

### 農業機械

調査村は山東省では機械装備率が高い地域である。

大ざっぱな数字であるが、トラクター1台当りの小麦耕作面積を計算したのが第4表である。トラクターの大きさについて規定が無いが、中大型と考えてよい。

小高家村を除き、耕作用のトラクター、コンバインなどの機械は村が所有し、特定のオペレーターによる利用、管理がなされている。これが村による基幹作業の統一の実施の基礎になり、「いくつかの統一の下での家庭聯産承包制」を可能にしている。この場合、受益者より作業料が取られるが、燃料費、農業機械の購入、更新費なども含めて、村が一部を補填している。当然のことながら村の財政が豊かなほど補助率は高い。個人の自動車、トラクターなどは運輸用で、耕作にはあまり使っていない。使う場合は上と同様な取扱がなされる。役畜はほとんど個人所有で、耕作と運輸に使われる。

第4表 トラクター1台当り小麦耕作面積

|       | ha/(集団+個人) | ha/個人 |
|-------|------------|-------|
| 張習橋郷  | 7.14       | 11.24 |
| 張西楼村  | 2.96       | 17.78 |
| 小高家村  | 3.00       |       |
| 凌河鎮   | 7.49       |       |
| 柳疇鎮   | 6.81       |       |
| 青郷郷   | 6.62       |       |
| 張家車道村 | 3.33       | 3.33  |
| 黄城集村  | 9.43       | 12.58 |
| 西羔村   | 9.26       | 13.89 |

(注) 集団とは村有のもの、個人とは個人所有および個人間の共有をさす。

### 水利施設

青郷郷の場合、大規模水利工事と水利施設の管理は3級に分けて行われてきた。すなわち、工事では県は引水渠、郷は幹線、支線、村は農渠、毛渠を分担し、資金は国が出し、労働力は郷(=人民公社)が義務労働で行い、維持修理については県は引水渠、郷は幹線、支線、村は斗渠、農渠、毛渠を担当してきた。柳疇鎮の場合、水利施設の所有と管理では、幹線とそれに付属

する施設は県、支線とそれに付属する建築物は鎮、斗渠、農渠、毛渠、機械井戸は村の所有とする。水利設備の管理では鎮に属するものは鎮が統一按配し、維持修理の施工は受益単位が行い、経費は上級と鎮政府が解決する。村が管理するものは村が自分で施工し、経費は自分で解決する。水利施設は全部集団所有である。水利機械は一部は集団が購入し、統一使用する。一部は大衆が自分で、あるいは共同で買い、経費は自分で解決する。このように村が直接管理するものは水路網の末端部分と地下水灌漑の揚水ポンプである。小高家村が揚水ポンプを各農家に払い下げ、村として管理していないのを除くと、他の調査村はすべて村所有、村管理である。この場合灌水は統一的行われている。

#### (4) 生産、分配過程での集団と個人

いくつかの統一の下で家庭聯産承包制の場合、統一項目は次のようである。張西楼村では、食糧、綿花の作付耕地の指定、耕起、播種、農薬散布、食糧と綿花の間作、灌水、肥料購入の統一、大儒林村では、食糧の耕起、整地、播種、品種、計量、灌水であり、張家車道村では、食糧栽培について農業機械公司による耕起、灌水、播種、収穫、脱穀であり、冶基村では、食糧については、大型農作業（耕起、灌水、播種、脱穀、収穫）、化学肥料、種子、ジーゼル油の供給、オペレーターの養成であり、西羔村では、食糧の耕起、播種、灌水、脱穀、収穫（期間のみ）である。これらの村々では上にみたように食糧、綿花の基幹的作業が集団的に掌握され、家族単位でおこなう肥培管理などの日常的農作業の副次化が進んでいる。経営面積規模の狭小と相まってこれが一方では入念な肥培管理などの農業の労働集約化を可能にし、他方では労働力の過剰化と、農外就業の可能性を作り出している。又基幹労働力の農外就業は老人、女性労働力の肥培管理への参加を促している。

統一作業の費用負担については、大儒林村では、耕起と整地は3.7元/ムー、播種は0.8元/ムー、灌水は2元/ムーであり、冶基村では灌水は1.2元/時間、耕起は無料、播種、収穫、脱穀は各2元/ムーであり、これは実際の費用の



一部で、差額は集団が補填する。西羔村では受益者は実際の費用の50%の負担である。これは食糧農産物の低価格、すなわち低収益に対し、費用の一部を村の範囲内での集団的に補填し、農業と非農業の収益バランスを採ろうとする措置であるが、その基礎には食糧、綿花などの実質的意味における低価格での義務供出という強制がある。

農業税及び集団留保については、張西楼村では、農業税+集団留保で1級地は200斤/ムー、2級地は160斤/ムー、3級地は0であり、小高家村では1人当り集団留保は40元、農業税は23元であり、冶基村では現金での国家への上納の場合は1級地は45元、2級地は40元、3級地は35元、現物では各々400斤、350斤、320斤で、村の留保分はない。

国家買付けに対する集団=村としての対応については、上級から村に下ろされてきた指標に村が集団留保や村の補填、又機械作業料を加味して農家への再配分するようで、定量契約買付けといっても、実際には国家の買付け機関と農家が直接契約を結んではないようである。農業税については耕地面積当りに課せられているはずであるが、農家のレベルでは農業税+供出(+集団留保)が総体として課せられ、性格の異なるものが混然とした形で義務として下ろされている。ここには村の作意が入り込む余地があり、政策的には種植業に対する援助が強調されているが、事例的には負担の増大もあげられている。

### 3. 個人経営の非耕種業部門

調査した農村はどこでも耕地面積が少なく、一般の耕種業だけでは膨大な過剰労働力が出現する。これをいかに解決するか。調査農村はどこでも村営企業を興し、そこに過剰労働力を吸収している。家族の範囲内では、畜産、果樹、家内手工業、商業などが考えられるが、ここではそうした雑多な家族副業的部門のあり方を探ってみる。

#### (1) 畜産、家禽飼育

まず調査農村の飼育状況を整理してみよう。

第5表 1戸平均飼育頭羽数と最多飼育農家の頭羽数

(1987年調査時、頭羽)

|      | 大家畜  |    | 豚    |    | 羊、山羊 |    | 鶏    |       |
|------|------|----|------|----|------|----|------|-------|
|      | 平均   | 最多 | 平均   | 最多 | 平均   | 最多 | 平均   | 最多    |
| 張西楼村 | 2.27 |    | 2.65 |    | 6.06 |    | 41.7 |       |
| 小高家村 |      |    | 3.00 | 7  | 2.14 |    | 14.3 | 40    |
| 大儒林村 |      |    | 2.88 | 6  |      |    |      | 4,500 |
| 冶基村  |      |    |      | 3  |      |    | 4.98 | 100   |
| 黄城集村 |      |    | 1-2  |    |      |    |      |       |
| 西羔村  |      |    | 1-2  | 32 |      |    | 8-10 | 100   |

(注) 最多とは最多飼養農家の飼養頭羽数をさす。

各村の畜産飼育の特徴をピックアップすると、張西楼村では家畜はすべて個人経営であり、穀物増産をテコに魯西牛の肥育が行われ、畜産経営は盛んである。1戸当り2—3頭飼育しているが、飼料は自給である。畜産の集団経営はない。

小高家村もすべて個人経営である。

大儒林村にはいくつかの専業経営が存在する。まず、肉用鶏4500羽を2戸の専業戸が集団から請負って経営している。この場合、村が対外貿易会社と契約を結び、これを2戸の農家に請け負わせている。成鶏は、対外貿易会社の冷蔵庫に売り、飼料はこの会社が提供する。飼料費5000元、薬代300元、純収入5000元、投資は1500元で、鶏舎は村のものを借り、借料は年260元であるという。この他に村が直接関わりを持つ畜産経営はない。個人経営の場合、例えば、豚4頭飼育している農家は飼料は自給で、年間純収入は1000元であるという。

張家車道村では畜産部門は自家消費を除いてほとんど無い。

冶基村ではほとんどの農家が畜産を経営し、そのうち80余戸がミンクを飼育している。あるミンク飼育の専業戸は、1987年には3月に交配させ、5月に出産、8月に27匹出荷し、5000余元の収入を得、11月現在まだ200余匹が残っている。ミンクは1匹200元前後で売れ、飼料には小魚を与え、飼料代

は1匹当り20元であるという。冶基村では1983年までは集団経営のミンク飼育と養鶏場があったが、解散し、個人経営に転換している。

黄城集村では畜産は個人飼育のみで、大家畜は3軒に1戸が経営し、豚は70%の農家が各1—2頭飼育している。1頭飼育の場合、年2頭出荷でき、1頭当り100元利益があるという。鶏は1戸平均10羽飼育し、専業戸は1戸あり、150羽飼育している。50—60羽飼育している農家は30余戸、飼育農家は1—2戸で、羊飼いは10戸である。

西羔村では豚の飼育専業戸があり、1戸で32頭飼育し、他に10頭飼育農家があり、平均1戸当り1—2頭であるという。羊は全村で60頭であり、1980年には羊飼いの大経営があったが現在ではないという。鶏、がちょう、あひるは全村で10000羽で、1戸平均8—10羽で、専業戸が1戸あり100羽飼育している。この村では1980年には養鶏の大経営がもっとあったが、少なくなった。その理由は、農民が工場に働きに出るようになったこと、飼料の価格が上がって儲らなくなったことであるという。購入飼料による畜産、家禽経営が展開していること、その収益性は飼料価格に値上がりによって低下していることが伺える。

畜産、家禽飼育は郷鎮企業が発達し、農業経営の比重が圧倒的に低い張家車道村を除くと、多くの村では盛んである。この部門は補助労働力、业余时间を利用し、自給飼料、残飯を利用した家計補助部門として大きな比重を占める。食糧が増産し、とうもろこし等の粗糧の飼料化の余地が大きくなる中で伸長し、農家の主要な現金収入部門になっている。大規模経営の養鶏、特殊なミンクの場合は購入飼料によって行われているが、その動向についてははっきりしたことはいえない。全体的傾向としては食糧生産の増加によって発展し、郷鎮企業の発展によって衰退する。衰退の原因は何よりも農民の郷鎮企業への就業により労働力が不足したこと、飼料価格の上昇があげられている。その意味では商品化に伴う農民の収益性原理への対応がみられる。畜産、家禽経営では集団との結合関係は比較的希薄である。傾向としては集団経営が解体し、個人経営化が進んでいるといえよう。

## (2) 果樹

果樹経営の盛んな煙台地区についてのみ検討する。

冶基村の場合、果樹園面積は1000ムーあり、林檎、梨、さんざし、杏、桃、さくらんぼなどが栽培されている。いくつかの単位に分けて請負方法が取られるが、各単位の面積、請負人数は異なる。請負方法は競争入札と協議による。請負内容は管理方法、上納額である。1人リーダーが1人の助手を持てる。請負期間は16年で、1985年から開始された。

黄城集村では1984年から請負を開始し、專業隊に請け負わせているが、現在250戸が專業隊の請負に参加している。面積は林檎222.5ムー、梨27.5ムーである。請負方法は各專業隊の上納を決め、專業隊は各農家に技術を提供、灌水、化学肥料、農薬供給、指導などを行い、統一決算する。農家は各所属專業隊から一定面積を請負い、そこでの収穫量を專業隊に納め、その販売収入から、留保金、サービス代を除いて自分のものになる。請負は1戸当り5ムー程度で、労働日は年100日程度である。1986年度は留保金は6万元、生産額は32万元で、純利潤は20万元であった。これまで税金はなかったが、1987年から徴収されるという。販売については、果実は売行きがよく、全国から買いにくるので自分で売りにいく必要はないという。

西羔村では果樹面積は652ムーで請負生産がおこなわれているが、その場合、略奪生産を防ぐための措置および上納留保額が課される。即ち請負指標は上納数量、肥料投下量で、管理指標は毎年何回箭定したか、何回灌水したかなどである。請負期間は15年である。請負戸は47戸で、その所得は最大7ムー請負で4万余元、最小2ムーで4000余元と比較的高い。ある経営の場合、妻(45歳)と長女(21歳)が果樹隊に入り、林檎9.15ムー請負、1986年は3.6万斤収穫があり、収入は1.8万元あった。そのうち上納金が1600元、農薬、肥料などの費用が1800元で、純収入は1.46万元あったという。

下丁家村では、果樹園は1250ムーあり、自然村を単位とし、專業の果樹隊が組織され、果樹隊は「聯産承包制」を採り、管理基準、生産量基準を決め、その達成度によって報酬を与える。1人当り平均40-50ムーを請け負い、現

在200人が果樹隊を編成し、下部で21の專業隊に分かれ、またいくつかの小組に分かれる。1專業隊は10-20余人までで、従来は專業隊員は専ら果樹労働のみ行い農業には従事しなかったが、しかし現在では麦の収穫時は果樹には手が掛からないので農業を支援するようになった。この場合農業隊は彼らに報酬を支払う。果樹の収穫時には農業隊からの支援を受けるという。

農民は一般の耕地に勝手に果樹を植えることはできず、果樹栽培をするにはこの專業請負に参加する以外にはない。果樹は労働力単位で請け負っているが、生産量、せんてい、施肥、農薬散布、除草、灌水など一定の請負項目が決められ、專業的に請け負わせる方法が取られている。規模拡大や縮小の自由がなく、基幹的作業が統一されていることからすれば、経営者としての個々の裁量の幅は大きいとはいえない。

### (3) その他の非農業（手工業、加工、商業、サービス）部門

各村の家族経営の非農業部門をあげると以下のようなものである。

張西樓村では、專業戸として、蔬菜栽培3戸、縫製10、豆腐製造10、木工3、運輸5、製菓1、電器修理1、商業1、食堂1の計32戸があげられるが、このうち耕地を又請負いに出して、自分では耕作していないものは電器修理の專業戸だけである。專業戸とはある業種への経営の特化の程度を示す概念であり、収入の6割以上が1業種から得られる場合をいうが、実際の使用では概念はきわめて曖昧である。

小高家村の場合、自営專業戸は飯屋3、商業2、運輸1、写真屋2、縫製2、製麵1である。村から設備を請け負った請負專業戸は製粉1（村への納入金年10000元）、飼料加工1（村への納入金は電気代として年1200元）である。

大儒林村の場合、自営專業戸は養殖業2、商業8、食品加工3、縄ない2、蔬菜栽培9、木工3、運輸8など46人である。ここでは村営の請負形態が広く行われ、小規模なものでは農具修理（請負人員3、請負金額1370元）、搾油場（5人、300元）、木工組（3人、430元）、豆炭製造（3人、100元）、

縫製（2人、350元）、製粉（2人、500元）などがある。

冶基村の場合、農業専業戸は蔬菜栽培100戸、ミンク飼育80戸、トラクターを2戸で1台購入、自動車を2戸で1台購入しての運輸共同経営が2組、小売が5戸、屠殺1戸などがある。ここでは従来村がかえ的存在であった村内非農業部門は個人経営化している。

黄城集村の場合、労働力計2580人中、村営企業での労働者数が2100人であり、その他の400人は商業、蔬菜栽培、果樹園の請負、手工業（木工、レンガ工）、手芸などで、いずれも請負経営である。それらを列举すると、搾油場、自転車修理工場、小麦粉加工工場、食糧加工場、理髪店、五金交电化学工場、果物屋、製麺屋、旅館、水炉、スレート煉瓦工場、箒屋、獣医、マシン用針工場、運輸隊、鋸砥、果樹園、縫製、雑貨商である。ここでは零細なものについては村からの請負形態を取り、規定された納入金を村に納める。

西羔村の場合、専業戸の総戸数は200戸あり、それらは果樹47、商業5、運輸12、大家畜を使った運輸97、栽培1、建築26、サービス7、工業1、養殖13で、うち連合体は7ある。ここでは請負と自営が入り交じっている。収入状況は1戸当り純収入3000-5000円で、最も収入の高いのは果樹で、果樹請負の収入は最大の経営は7ムー請負で4万余元、最小2ムーで4000元である。運輸の場合、家畜と荷車で製紙工場の原材料を運び、平均3000-4000元である。特殊なものとして自動車のミラーをつくる経営もあり、その所得は年間1.4万である。

下丁家村の場合、家庭工副業はほとんどない。しかし庭園経済がある。庭の中で葡萄を植え、鶏、ミンク、兎、蜂を飼う。ミンク、蜂だけで、1人当り年準収入は1000余元になるという。

調査した村々全体にいえることは小高家村が村営企業を持たないのを除けば、基幹的副業項目は大体において村営企業が経営し、個人経営は請負にせよ、自営にせよそれ以外の分野であり、両者は競合しないようになっている。

黄城集村は村の工副業発展計画に沿って、村営企業のフォロー出来ない分野あるいは個人経営に適した分野を個人に請け負わせたり、自営させたりし

ている。西羔村もやはり、村営企業の下請け的な形で運輸を発展させている。しかし自営部門の多くは村民ないし周辺農民対象の零細な営業である。そのうちいくつかの部門は製粉、食品加工、資料粉碎、農機具修理、木工、屠殺、小売商など人民公社時代に村がかえ的に生産大隊内に存在していたものである。農村における社会的分業の発展の基本的な傾向は村営企業の発展とそれによる住民の労働者化である。元々社隊企業でもあったものが郷鎮企業に変わり、これが二分化し、様々な請負形態が取られているが、比較的大規模なものは村営企業として党支部、村民委員会が中心になって管理運営し、優秀な農民はここに吸収され、農村の資金もここにつぎ込まれ、在地の自然資源も優先的にここに利用される。これは村の財政構造、権力構造、行政と経済の関わり方、経済管理構造などで直接関係している。従って、農民が個人として非農業経営を発展するための条件は大きくはない。

私が調査表を全戸配布して行った4自然村の就業及び所得構造を見ると第6、7表のようである。

第6表 自然村（あるいは生産隊）の就業構造（人、％）

|             | 張西楼村 |       | 石家庄村 |       | 北五軍村 |       | 北村  |       |
|-------------|------|-------|------|-------|------|-------|-----|-------|
|             | 人    | ％     | 人    | ％     | 人    | ％     | 人   | ％     |
| 労働力数        | 124  | 100.0 | 183  | 100.0 | 93   | 100.0 | 103 | 100.0 |
| ウチ非農業戸籍     | 1    |       |      |       | 3    |       | 14  |       |
| 農業従事        | 105  | 84.7  | 93   | 44.3  | 47   | 50.5  | 31  | 23.3  |
| 村営企業体       | 7    | 5.6   | 76   | 41.5  | 37   | 43.7  | 43  | 41.7  |
| 郷(鎮)レベルの企業体 |      |       | 2    | 1.1   |      |       |     |       |
| 村レベルの事業体    |      |       | 2    | 1.1   |      |       | 2   | 1.9   |
| 郷(鎮)レベルの事業体 |      |       | 3    | 1.7   |      |       | 2   | 1.9   |
| 個人経営        | 11   | 8.9   | 7    | 9.3   | 8    | 8.6   | 11  | 10.7  |
| ウチ商業、サービス   | 8    | 6.5   |      |       | 1    |       | 3   | 2.9   |
| 運輸          | 3    | 2.4   |      |       | 4    | 4.3   | 2   | 1.9   |
| 漁業          |      |       |      |       | 1    |       |     |       |
| 建築          |      |       |      |       | 2    | 2.2   |     |       |

第7表 自然村（あるいは生産隊）の所得構造（元、％）

|           | 張西楼村    |       | 北五軍村   |       | 北村      |       |
|-----------|---------|-------|--------|-------|---------|-------|
|           | 元       | ％     | 元      | ％     | 元       | ％     |
| 総所得       | 324,045 | 100.0 | 73,629 | 100.0 | 231,353 | 100.0 |
| うち農業所得    | 197,200 | 60.9  | 30,200 | 41.2  | 46,883  | 20.3  |
| 蔬菜経営      |         |       |        |       | 36,360  | 15.7  |
| 畜産所得      | 97,385  | 30.1  |        |       | 14,250  | 6.2   |
| 集団企業からの賃金 | 8,460   | 2.6   | 36,469 | 49.8  | 62,910  | 27.2  |
| その他賃金     |         |       |        |       | 14,350  | 6.2   |
| 個人経営所得    | 21,000  | 6.5   | 6,600  | 9.0   | 56,600  | 24.6  |

非農業の発展の度合は、陵県（張西楼村）よりも濰坊市（北五軍村）、濰坊市よりも煙台市（北村）のほうが進んでいる。張西楼村の場合、村営企業の雇用は少なく、所得は耕種と畜産が主である。北五軍村の場合、村営の紡織企業が突出し、雇用はほとんどこの企業である。北村の場合、村営企業としてゴム、機械修理、五金、電器部品などがあり、多様である。個人経営としては、表に示したように、商業、運輸などが主で、北村の運輸の1人は年間所得が1.5万元、他の1人は1万元であり、きわめて高い所得を得ている。それを除くと、個人経営はそれほど高い所得は得ていない。

## 小 結

「聯産承包制」下での家庭経営は、調査地域に限っていえば、生産手段の所有と管理形態、耕種、畜産、果樹、自営非農業部門については、家族ないし個人の経営自主権は人民公社時に比べて圧倒的に拡大したが、所有と経営についての集団的規制は依然として大きい。耕種部門は村営企業が発達した地域では相対収益が低く、地域自給と国家への供出任務の達成のための「重荷」部門になりつつあり、專業経営が出現しにくい。果樹については収益性は高いが面積に制限があり、多くの農家が果樹隊に参加し、労働集約的に肥培管理を行っている。個人経営への制約が比較的少ないのは畜産と非農業部門である。畜産の場合、主として自給飼料、余暇を利用した飼育が行われており、專業的なものは少数ではあるが、養鶏、ミンク経営にみられる。非農業部門の場合、比較的大規模で工業的なものは村営企業として村の幹部が中



心になって経営しており、それから外れた零細、雑多な部門が個人経営として請負、あるいは自営的に経営されている。

従って、全体として本章で検討してきた部門についていえば、個人ないし私的経営としての発展の可能性は今のところそれほど大きいとはいえない。

(付記) 本稿は昭和62年度から3年間の予定で与えられている文部省科学研究費補助金による研究成果の一部である。